

2023年度下期 あいぽーと NPO法人関連事業予定

10月
12・13
(木) (金)

役員セミナー
「3大課題『人・財源・マネジメント』を仮想理事会を通して考える」
講師:河合将生氏

NPOの組織基盤強化とマネジメント、ガバナンスのお悩み丸ごと相談・研修会

3大課題「人・財源・マネジメント」を仮想理事会を通して考える

第1日 2023 10.12 13:30～16:30
第2日 2023 10.13 10:00～12:30

定員 40名 当日受付 事前申し込みあり
受講 無料

講師 河合 将生 氏

【会場】熊本市市民活動支援センター あいぽーと

1月

15(月)
新設法人フォローアップセミナー
「はじめの一歩」



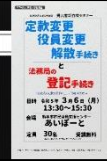
2月

5(月)
「事業報告書作成セミナー」



3月

11(月)
「提出書類作成 & 登記手続きセミナー」



*都合により日程や内容の変更、中止となる場合がございます。 *チラシデザインは一部2022年度のものを使用しています。
*詳細は、後日お届けするチラシや情報誌、あいぽーとHPでご確認ください。

あいぽーとより、NPO法人の設立をご検討中のみなさまへ

2023(令和5)年度 NPO法人設立説明会 in あいぽーと

やさしく学ぶ
NPO法人の基礎 11/16(木) 2024 1/12(金) 3/2(土)

設立認証申請
書類作成のポイント 11/24(金) 2024 2/13(火)

NPO法人設立相談窓口 毎月第2金曜日 10:00～12:00
(1団体につき1時間程度)
開設中 事前予約制 毎月第4金曜日 14:00～16:00

NPO法人向け 無料専門相談会 (2023年度) のご案内

あいぽーとでは、定期的に専門家によるNPO法人向けの無料相談会を実施しています。
初歩的なことから困難な悩みまで専門家が適切なアドバイス！是非ご活用ください。【要予約:1週間前まで】

- NPOのための会計・税務 無料相談会** 【毎月 第3火曜日 13:30～16:00】
日常の会計処理から決算書類作成、税務に関する疑問など・・・
初歩的な疑問から専門的な相談まで、南九州税理士会の専門家が、日頃の悩みにお答えします!!
- NPOのための労務管理 無料相談会** 【毎月 第3水曜日 13:30～16:00】
労働保険や社会保険の手続き、スタッフ雇用に関する疑問など、熊本県社会保険労務士会の専門家が、労務管理のご相談にお答えします!!
- NPOのための資金づくり&法人運営 無料相談会** 【毎月 第4火曜日 13:30～16:00】
事業実施のために欠かせない助成金申請などの資金調達、事業計画や予算の立て方など、法人運営に関わる様々なお悩みに、一般財団法人くまもと未来創造基金のスペシャリストがお答えします!!

あいぽーと NPO法人情報誌

ばってん

Vol.8
2023
10月

発行：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルバルくまもと1F
TEL 096-366-0168 FAX 096-366-8830 E-mail aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp
URL https://www.kumamoto-aiport.com/ FB https://www.facebook.com/profile.php?id=100028044380759

INDEX

- 2023(令和5)年度上期 設立法人
- 熊本市7番目となる認定NPO法人の誕生です!! (NPO法人トナリビト)
- 【特集】役員改選のタイミングと任期について
- 【あいぽーとNEWS】資金づくりセミナーを開催しました!!
- 2023年度下期 NPO法人関連事業予定・設立説明会／窓口相談のご案内
- 無料専門相談会のご案内

New Face

2023(令和5)年度上期 設立法人



NPO法人 守ろう・巨石文化と森と水 設立認証：2023年9月14日
【目的】この法人は、古代巨石文化のある地域に対して、森と水源の保全に関する事業を行い、地域の資源を活用して観光客を誘致し、地域の特性産品等を広く知らせる等、地域の活性化に寄与することを目的とする。
【代表者】佐伯 和美 理事長 【事務所所在地】熊本市東区

熊本市7番目となる認定NPO法人の誕生です!!

NPO法人 トナリビト

令和5年(2023年)9月22日、熊本市では「特定非営利活動促進法」に基づき、上記法人を「認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)」として認定しました。熊本市では7番目となる認定NPO法人です。



【法人の目的と事業】

この法人は、社会的養護を必要とする子ども・若者、家庭を頼りづらい子ども・若者、その他様々な事情により居場所を必要とする子ども・若者、またその関係者を対象に、自立支援事業、就労支援事業、学習支援事業、および普及啓発活動等を通して支援を行うと共に、地域コミュニティへの働きかけを通じて子ども・若者の意思が尊重され、自分らしく生きることができるとする社会の実現に寄与することを目的とする。

この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
 - ①子どもの権利擁護推進事業 ②自立支援事業 ③学習支援事業
 - ④就労支援事業 ⑤普及啓発事業 ⑥支援者育成事業
 - ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2)その他の事業
 - ①物品販売事業

【代表者】山下祈恵代表理事 【事務所所在地】熊本市西区上熊本2丁目15番16号



認定NPO法人とは… NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するもので、一定の基準に適合したものとして所轄庁の認定を受けたNPO法人です。
認定NPO法人は様々な税制の優遇を受けることができ、より信頼できるNPO法人として、これまで以上に様々な方々からの支援を受けながら、今後の団体及び市民公益活動の発展が期待されます。

熊本市所管の法人数 (2023年9月現在) 認証法人：297法人 内 認定法人：7法人

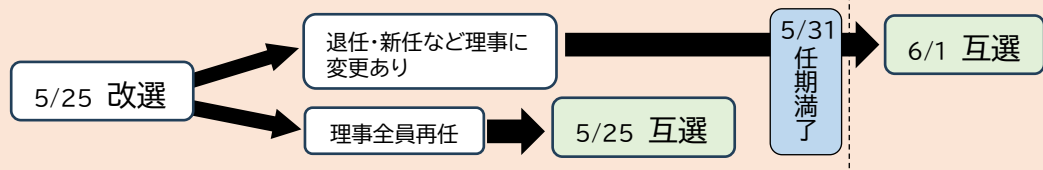
NPO法人の役員は、最長2年の任期を定めることとなっています。設立して最初の任期満了日は、定款の「附則」で規定しているところが大半です。ただ、定款の規定内容によっては、必ずしも毎回同じ日で任期満了となるわけではありません。今回は「役員の改選タイミング」と「役員の任期」についておさらいしてみましょう。

基本的には、任期満了前に改選、理事就任後に互選

一時的な役員不在の期間を回避するため、基本的には、任期満了が来る前に、役員の選任(改選)を行います。代表や副代表などの役職者は、選任された理事の互選で選出することになっているので、就任日以降に選出することになります。

ただし、改選の結果、理事が全員再任となった場合に限り、就任日前の選出でも可能とされています。つまり、改選と同日に、役職者の互選を行うことが可能です。

【例】5月31日任期満了に伴う役員改選を5月25日に実施



選任された役員の任期が、いつ始まり、いつ満了となるのかは、「民法」の規定に従って算出される。

事情により、5月31日任期満了に伴う役員改選を、6月1日に行ったとします。ここで選任された役員は、この日から就任となるので、かろうじて役員不在の期間は解消された形になります。ただし、改選後の役員は、下記民法の「**初日不算入の原則**」により、任期満了は2年後の6月1日ということになります。(5月31日ではありません)

民法第140条(期間の起算)
日・週・月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前0時から始まるときは、この限りでない。(初日不算入の原則)

*任期満了**前**に選任された役員は、就任日0:00から任期が始まる→**初日算入**【任期:2023.6.1~2025.5.31】

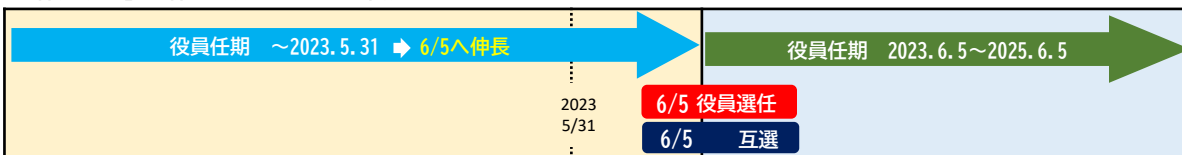
*任期満了**後**に選任された役員は、選任された日から任期が始まる→**初日不算入**
【選任された日が6月1日であれば、任期:2023.6.1~2025.6.1】

役員不在は「伸長規定」で解消!!(ただし、役員選任が「総会」の場合のみ)

(内閣府定款例:任期等)
第15条 役員の任期は2年とする。
2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

役員の選任を「**総会**」で行うと規定している法人のみに認められている規定です。任期満了に伴う役員改選を行う総会が、任期満了以降に開催される場合、その間の役員不在を解消するために、**その総会が終結するまで、その任期を伸長する**というものです。総会で選任された役員は、総会終結と同時に就任することになり、**任期満了日と就任日が同一**になります。また、総会で役員選任を行った後、改選の結果に関わらず、同日に役職者の選任が可能です。

「伸長規定」に伴う役員改選および代表互選



*伸長規定の他、任期満了前に改選を行った場合、その総会の終結をもって任期も終了するという「**短縮規定**」もあります。

『ウェブサイトと連携したファンドレイジング～資金集めの効果的な活用法～』

去る令和5年8月3日、NPO法人をはじめとする市民活動団体向け事業として、資金づくりセミナー「ウェブサイトと連携したファンドレイジング～資金集めの効果的な活用法～」を開催しました。

今回のセミナーは、「Webシステムを活用した広報」と「寄附による活動資金づくり」という2つのテーマから成っていて、どちらのテーマも皆さんの関心度は高いものの、団体運営上の課題とされているところも多い内容です。猛暑の中ではありませんでしたが、17団体27名という、多くの方に参加いただきました。

講師には、支援をしたい人たちと、社会貢献活動を行っている非営利団体とを寄附という形でつなぐ「Syncable(シンカブル)」というプラットフォームを運営している、株式会社STYZ(スタイズ)から、繁奏太郎(つなぎそうたろう)さんをお迎えしました。Syncableは、熊本においても既にいくつかの団体が登録・活用されています。



寄附を集めるということは、団体の活動に対しての支援をいただくということです。そのためには団体が目的としていることや、その活動の内容やその成果をより多くの人に伝えていくことが重要です。そのための広報手段として多くの団体がホームページやFacebook、Instagramなどのウェブサイトを活用しています。

セミナーでは、近年増加しているプラットフォームの仕組みを学ぶと共に、支援者からの協力を得るための効果的なウェブサイトの作り方のポイント、プラットフォームとの連携など、合間に参加者同士のディスカッションなども交えながら、とても分かり易く説明していただきました。



参加者からは、「とても分かり易く、すぐにでも取り組んでみたいと思える内容だった」「今の団体に足りない部分を教えてもらい、背中を押してもらった感じ」などの声上がるなど、とても充実した内容でした。



あいぽーとでは、NPO法人をはじめとした市民活動団体を対象とした、さまざまなセミナーやイベントを行っています。「このような企画をしてほしい」などのご要望も随時受け付けていますので、どうぞ窓口まで！